

令和7年度

龍ヶ崎市一般廃棄物処理 実施計画



令和7年4月 龍ヶ崎市都市整備部生活環境課

は じ め に

「一般廃棄物処理計画」は長期的な計画となる基本計画と、その実現のため単年度の計画となる実施計画の2つがあります。

【参考】

基本計画：龍ヶ崎市ごみ処理基本計画【令和6年3月】（令和6～20年度※次期計画）

実施計画：龍ヶ崎市ごみ処理実施計画（単年度ごとに策定）

龍ヶ崎市ごみ処理基本計画は、『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』第6条及び『龍ヶ崎市廃棄物の処理及び再生利用の促進に関する条例』第10条の規定に基づき、各年度における市内から発生する廃棄物量の見込みや、ごみの減量・資源化を推進するための方策等、ごみ処理基本計画に定める目標の達成に向けた具体的な取組みを定めるものであります。

ごみの排出量については、一般的に人口の増減が直接的な影響を及ぼすことから、国内においても、平成26年度を境にした人口の減少に伴い、ごみの排出量についても減傾向を確認することができます。

一方、本市のごみ排出量については、市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は641グラムとなっていて、前年度との比較では18グラム増加する結果となっております。

また、資源物の市民1人1日当たりの排出量については、110グラムで、前年度と比較して6グラム減少しております。

このような状況からも、本市では、ごみの減量を推進するため、ごみ処理基本計画に定める目標達成に向け、ごみ処理実施計画に基づき、毎年度さまざまな施策を講じ、継続した取組みを実施していくことが求められます。

ごみの減量については、リサイクル率の向上が重要な課題となり、本市においては、令和7年度においても、市民、事業者及び本市が連携し、協力体制を構築することで、ごみの分別やリサイクルの推進に向けた取組みを強化し実施して参ります。

目 次

I. ごみ処理実施計画

1. 計画処理区域と計画処理区域内人口等

- (1) 計画処理区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 計画処理区域内人口等・・・・・・・・・・・・ 1

2. 排出量

- (1) ごみ排出量・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 資源物排出量・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

3. 収集・運搬計画

- (1) 収集・運搬主体・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- (2) 収集方法別のごみ・資源物量・・・・・・・・ 2
- (3) 収集回数・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- (4) 収集方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- (5) 搬入先別のごみ・資源物量・・・・・・・・ 3
- (6) 収集・運搬・処分に係る委託業者及び許可業者・・・・ 4

4. ごみ・資源物の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・ 5～6

5. ごみの排出抑制・資源化計画・・・・・・・・・・ 7～10

6. 処理計画

- (1) ごみ処理施設・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- (2) リサイクルプラザ・・・・・・・・・・・・ 11
- (3) 灰溶融施設・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- (4) 木くず類・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- (5) 廃食用油・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- (6) ペットボトルキャップ・・・・・・・・・・ 11
- (7) 生ごみ（資源化するもの）・・・・・・・・ 11

7. 一般廃棄物最終処分場・・・・・・・・・・・・ 11

I ごみ処理実施計画

1. 計画処理区域と計画処理区域内人口等

(1) 計画処理区域

区 分	計 画 処 理 区 域	
	計画処理区域	自家処理区域
燃やすごみ	市内全域	-
燃やさないごみ	市内全域	-
粗大ごみ	市内全域	-
資源物	市内全域	-

(2) 計画処理区域内人口等

区 分	面積 (k㎡)		人口 (人)	
	全 域	計画処理区域	全 域	計画処理区域
令和5年10月1日	78.59	78.59	75,183	75,183
世帯数			36,130	36,130
令和7年10月1日	78.59	78.59	74,804	74,804
世帯数			36,545	36,545

2. 排出量

(1) ごみ排出量 (排出者別の分類)

(単位：トン)

区分	家庭からの 排出量	事業所からの 排出量	項目計
燃やすごみ	16,761	4,702	21,463
燃やさないごみ	428	30	458
粗大ごみ	48	7	55
計	17,237	4,739	21,976

(2) 資源物排出量

(単位：トン)

資源物		排出量
	ビン	402
	カン	184
	紙類	1,367
	布類	101
	ペットボトル	406
	白トレー	4
	木くず (剪定枝) ・ 草類	1,740
	廃食用油	8
	ペットボトルキャップ	3
	小型家電 (パソコン含む)	5
	生ごみ	15
	計	4,235

3. 収集・運搬計画

(1) 収集・運搬主体

収集・運搬主体	収集・運搬する一般廃棄物
市直接	粗大ごみ（1個1,570円）、廃家電（1個1,570円）、白トレイ、廃食用油、ペットボトルキャップ、小型家電
市からの委託	一般家庭から排出される燃やすごみ、燃やさないごみ、ビン、カン、紙類、布類、ペットボトル、木くず類、たぬき等の動物の死体
市許可業者	事業所から排出される燃やすごみ、燃やさないごみ、資源物
収集・運搬ができないもの（ごみ処理施設「くりーんプラザ・龍」で適正処理が困難なため）	
建築廃材、バイク（自動二輪車及び原動機付自転車）、ピアノ、耐火金庫、医療系廃棄物（注射器など）、爆発引火等の危険があるもの（ガソリン、ガスボンベなど）、自動車部品等（バッテリー、タイヤなど）、土砂、石、レンガ、コンクリート、消火器（中身が入っているもの）、オイル、塗料又は毒性のある薬品、PCB廃棄物、その他市長が処理困難と認めるもの	

(2) 収集方法別のごみ・資源物量

（単位：トン）

区分	市の委託業者や事業所が契約する許可業者等による収集・運搬	一般家庭や事業所から直接搬入	子ども会などの集団回収	計
燃やすごみ	20,794	669		21,463
燃やさないごみ	354	104		458
粗大ごみ	51	4		55
資源物	2,398	1,792	45	4,235
ビン	401		1	402
カン	183		1	184
紙類	1,325		42	1,367
布類	100		1	101
ペットボトル	154.0	252		406
白トレイ	4			4
木くず(選定枝)・草類	200	1,540		1,740
廃食用油	8			8
ペットボトルキャップ	3			3
小型家電（パソコン含む）	5			5
生ごみ	15			15
計	23,597	2,569	45	26,211

(3) 収集回数

区 分	収 集 回 数	区 分		収 集 回 数
燃やすごみ	3回／週	資源物	ステーション	2回/月
燃やさないごみ	2回／月		サンデーリサイクル	1回/週（毎週日曜日）
粗大ごみ	2回／週		店頭	3回/週
廃家電	2回／週		コミュニティセンター	2回/月
小型家電	随時（閉庁、閉店時除く）		市役所および出張所	2回/月
充電機インクカートリッジ	随時（閉庁時除く）			

(4) 収集方法

区 分	収 集 方 法
燃やすごみ	集積所方式 2,172か所
燃やさないごみ	集積所方式 2,172か所
粗大ごみ	戸別収集（要予約）
廃家電	戸別収集（要予約）
小型家電	拠点回収（市役所、西部・東部出張所、たつのこアリーナ、協力店舗）6か所 ※パソコン回収は、市役所のみ
充電池 インクカートリッジ	拠点回収（市役所、西部・東部出張所）3か所
資源物	ステーション方式 469か所
	拠点回収（サンデーリサイクル） 3か所
	拠点回収（店頭等） 10か所
	拠点回収（コミュニティセンター） 13か所
事業所ごみ	事業者自ら処分するか、又は市の許可業者に依頼する。

(5) 搬入先別のごみ・資源物量

区分	クリーンプラザ・龍	霞資源(有)	(有)イー・ペック牛久・(株)ドリーム	うしくがリーンファーム(株)	(株)竜ヶ崎資源センター	日立セメント(株)神立資源リサイクルセンター	(株)協和	(株)美浦クリーン・丸太建設(株)	その他(集団回収分)	項目計
燃やすごみ	21,463									21,463
燃やさないごみ	458									458
粗大ごみ	55									55
資源物	1,690	487	1,290	8	3	15	252	450	40	4,235
ビン	401								1	402
カン	183								1	184
紙類	885	445							37	1,367
布類	58	42							1	101
ペットボトル	154						252			406
白トレ	4									4
木くず(選定枝)・草類			1,290					450		1,740
廃食用油				8						8
ホットボトルキャップ					3					3
小型家電(パソコン含む)	5									5
生ごみ						15				15
計	23,666	487	1,290	8	3	15	252	450	40	26,211

※紙類・布類・・・ステーション回収分は塵芥へ、サンデーリサイクル分は霞資源へ

※ペットボトル・・・家庭からの回収分は塵芥へ、事業所から排出される分の一部は(株)協和へ

(6) 収集・運搬・処分に係る委託業者および許可業者

ア. 委託業者

業 者 名	住 所	委 託 内 容	収集区域
(有)栄広社	龍ヶ崎市954-2	ごみ・資源物の収集・運搬	全域
(株)協和	龍ヶ崎市貝原塚町4053-2	ごみ・資源物の収集・運搬	全域
龍ヶ崎廃棄物協同組合	龍ヶ崎市4255	ごみの収集・運搬	全域
みずほリサイクル協同組合	龍ヶ崎市高作町43-1	資源物の収集・運搬	全域
県南環境事業協同組合	龍ヶ崎市羽原町1976-19	資源物の収集・運搬	全域
竜ヶ崎環境衛生協同組合	龍ヶ崎市3611	資源物の収集・運搬	全域

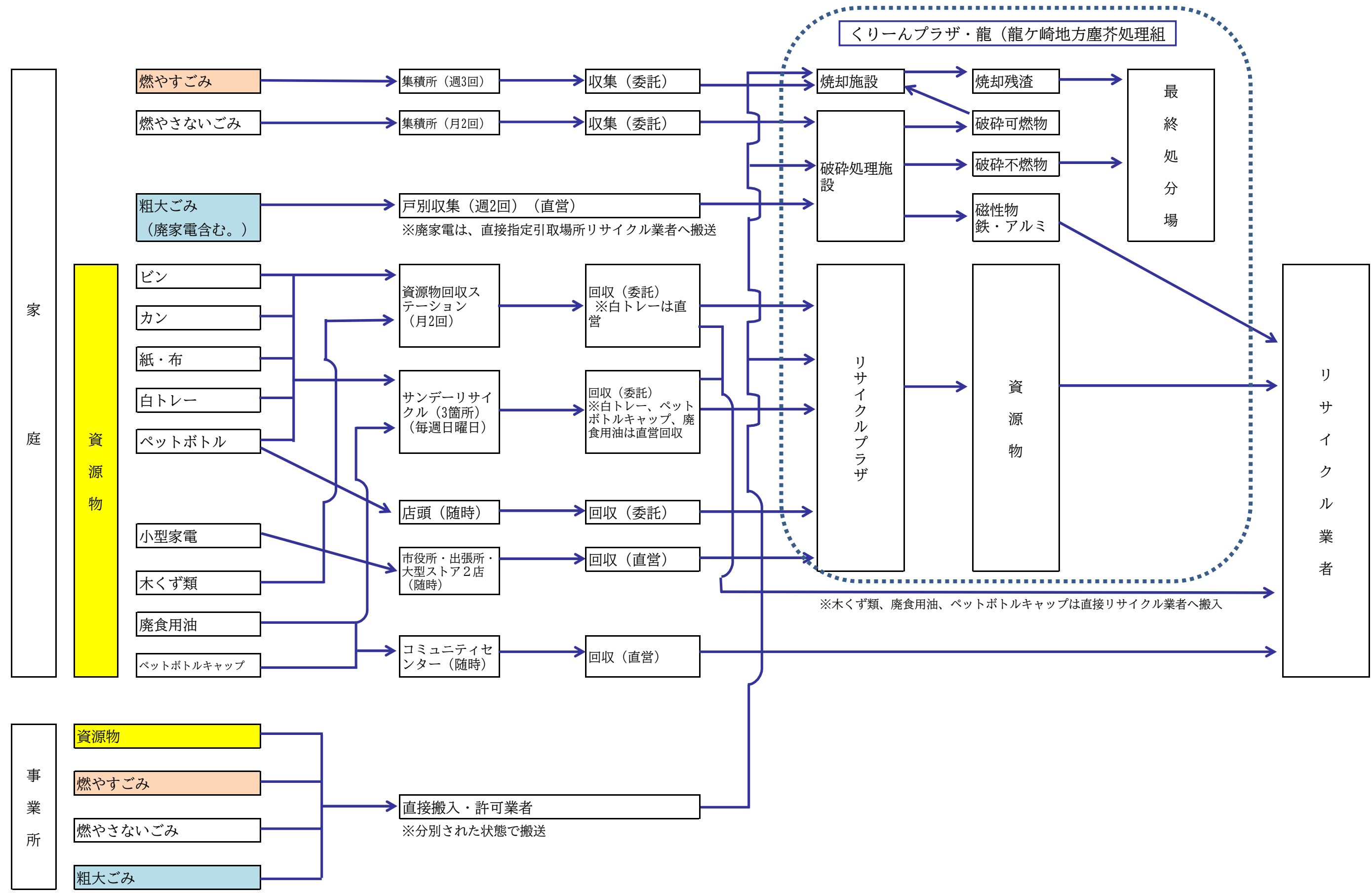
令和7年4月1日現在

イ. 許可業者

業 者 名	住 所	許 可 内 容	収集区域
(有)石浜	龍ヶ崎市697	ごみの収集・運搬	全域
(株)伊東商事	土浦市西根南2-11-21	ごみの収集・運搬	全域
(株)栄林	龍ヶ崎市佐貫3-11-14	ごみの収集・運搬	全域
(有)エス・ディ・エス	阿見町阿見4666-1442	ごみの収集・運搬	全域
風見産業(株)	龍ヶ崎市3611	ごみの収集・運搬	全域
北関東通商(株)	水戸市東前3-234	ごみの収集・運搬	全域
(株)協和	龍ヶ崎市貝原塚町4053-2	ペットボトル処分	全域
(株)協栄	龍ヶ崎市城ノ内1-20-2	ごみ・木くずの収集・運搬	全域
(有)クリーン産業	利根町羽中1391	ごみの収集・運搬	全域
(株)恋瀬産業	石岡市石岡12883	ごみの収集・運搬	全域
(株)広進	牛久市女化町63-2	ごみの収集・運搬	全域
(有)榊原商店	潮来市潮来7166	ごみの収集・運搬	全域
(有)佐藤産業	土浦市荒川沖6-329	ごみの収集・運搬	全域
(有)総合環境サービス	我孫子市布佐3398	ごみ・廃家電の収集・運搬	全域
(株)十河サービス	東京都板橋区南常盤台1-18-7	ごみの収集・運搬	全域
(株)そめや	牛久市中央5丁目13番地11 中島ビル3階	ごみの収集・運搬	全域
(有)田岡商店	取手市宮和田1030-29	ごみの収集・運搬	全域
(株)千葉総業	柏市逆井1247	ごみの収集・運搬	全域
塚本商店	龍ヶ崎市大徳町361-66-26-1	ごみの収集・運搬	全域
(株)ドリーム	龍ヶ崎市大徳町223	ごみの収集・運搬・木くず等処分	全域
日和サービス(株)	日立市東成沢町2-2-10	ごみの収集・運搬	全域
(有)ニュークリン	龍ヶ崎市羽原町1755	ごみの収集・運搬	全域
(有)萩原清掃社	龍ヶ崎市藤ヶ丘6-26-1	ごみの収集・運搬	全域
(有)光企業	取手市寺田4888	ごみの収集・運搬	全域
(有)山新商会	龍ヶ崎市上大徳新町28	ごみの収集・運搬	全域
(有)和光商事	千葉県香取郡多古町南玉造1665-1	ごみの収集・運搬	全域
(有)ワタベ商会	牛久市岡見町2845-6	ごみ・食品残渣の収集・運搬	全域

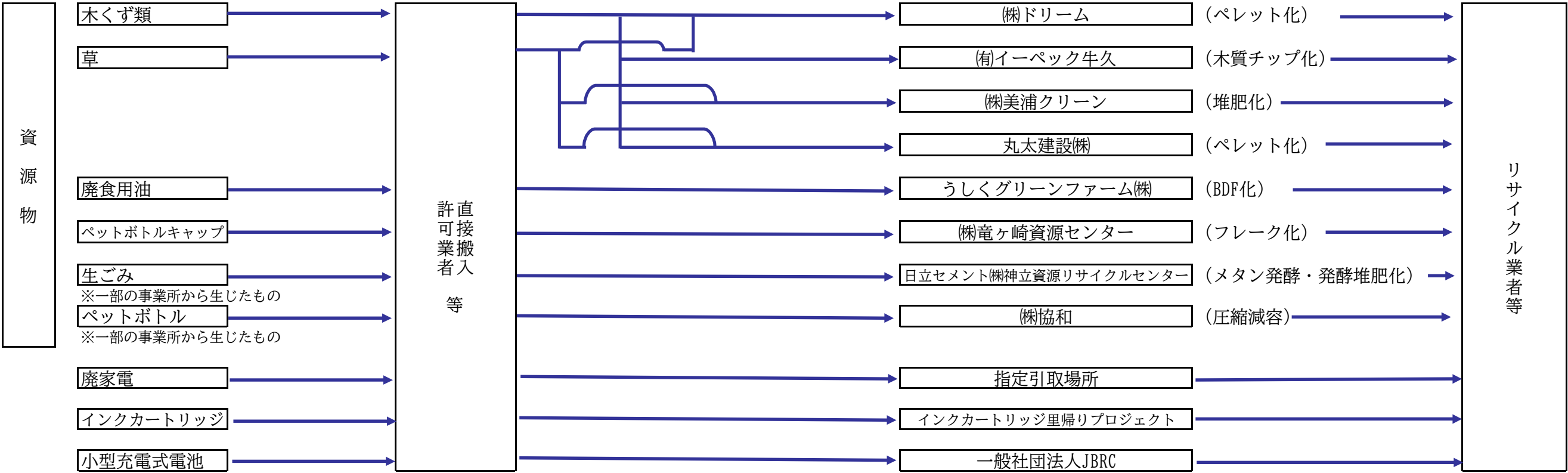
※50音順 令和7年4月1日現在

4. ごみ・資源物の流れ



※民間企業等によるリサイクルは次頁を参照。

○民間企業等によるリサイクルの流れ



5. ごみの排出抑制・資源化計画

施策 番号	ごみ処理基本計画の位置づけ		令和7年度の取り組み
	施 策	施策の内容・方向	
第1節 排出抑制計画			
1-1	◆ごみ発生・排出抑制に向けた指導・啓発活動◆ 市民・事業者との協働を基本に効果的なごみの発生・排出抑制に向けた啓発活動を行います。	(1) 市民による発生・排出抑制 1) 啓発事業の推進 2) 市民協働の推進	・市広報紙や市公式ホームページへの掲載、メール配信サービス、L I N EなどのSNSを活用して、ごみの減量やリサイクルに関する情報発信に努めます。 ・生ごみの水切りについて、周知・啓発に努めます。 ・生ごみの減量化・資源化を促進するため、キエーロやコンポストなどの生ごみ処理容器等の周知・啓発に努めます。 ・家庭で発生する食品ロスの排出実態や発生原因を把握し、食品ロス削減に向けた調査を行うモニター制度を実施します。 ・イベント等を活用し、食品ロス削減の周知啓発に取り組みます。 ・排出ルールが守られていない外国人居住者に対して、ごみの出し方や分別方法の周知に取り組みます。 ・ごみ減らし隊の活動を支援するため、ごみの分別方法やごみ減量に役立つ情報を掲載した資料を作成し、情報の提供を行います。
		(2) 事業者による発生・排出抑制 1) 認定制度の周知拡大 2) 減量計画書による指導強化 3) 民間処理システムの支援と適正負担 4) 情報提供の推進	・環境にやさしい事業活動に取り組む店舗や事業所を「エコショップ・エコオフィス」と認定し、その取り組みを市公式ホームページなどに掲載し、広く周知し、P Rを行います。 ・事業系ごみの不適正排出に対して指導と啓発を行います。悪質な事案が確認された場合は、茨城県や警察署と連携し、適切に対応します。 ・食品ロス削減に向けて、市内の飲食店と連携し、宴会時の食べ残しを減らす「30・10運動」を促進します。 ・食品ロスの削減を図るため、市内の事業者に対し、茨城県が推進している民間事業者によるマッチング支援サービスの普及と利用を促進します。
1-2	◆誘導策の検討・導入◆ ごみ排出抑制のために取り組むことのできる誘導策を検討、実施します。	(1) 家庭系ごみ有料化の検討	・家庭系ごみの有料化は、排出量に応じて負担が生じることにより、経済的な動機づけによるごみ排出の抑制が期待できるほか、ごみ処理にかかる負担の公平性が確保されるなどのメリットがあります。そのため、引き続き先進事例の取組状況や効果を確認し、調査研究を行います。
		(2) その他の誘導策の検討 1) マイバック持参運動・レジ袋削減等の更なる推進 2) 表彰制度の検討 3) 新たな分別区分の検討 4) 率先した取り組み	・プラスチックごみの削減を図るため、マイバッグ等の持参を促進します。また、レジ袋を購入する代わりに、ごみ感のないデザインを施した指定ごみ袋を作成し、バラ売りで販売する取組を検討します。 ・プラスチック使用製品廃棄物の分別収集、再商品化について、先進事例等を参考に調査研究を行います。 ・まだ使える不要品をごみとして出さずにリユース品として売却することで、ごみの減量に繋げる取組「おいくら」の利用を促進するため、市公式ホームページなどを通じて周知・啓発を行います。
1-3	◆環境物品への転換◆ より環境負荷の少ない製品の購入・使用、また環境負荷の少ないシステムの活用を推進し、ごみ排出抑制とリサイクルを図ります。	(1) 行政によるグリーン購入等の促進	・市庁舎等で使用する事務用品やコピー用紙などは、環境への負荷が少ない製品の購入に努めます。
		(2) リユース容器・デポジット制の活用	・市内で開催されるイベントで出るごみの分別を促進するため、ごみ分別用のごみ箱（コンテナ）を無料で貸し出しします。

施策 番号	ごみ処理基本計画の位置づけ		令和7年度の取り組み
	施 策	施策の内容・方向	
1-4	◆国・県等への要請◆ 製造・流通事業者への拡大生産者責任の働きかけによる費用負担のあり方、自主回収の促進、商品の販売時における簡易包装化、リサイクルしやすい製品の開発等について国や県、その他業界団体への働きかけを行います。	－	・近年、リチウムイオン電池に起因する発火や火災などの事故が発生しているため、すべての二次電池を使用した製品のリサイクル回収ルートについて、関係機関等に対して要望等を行います。
第2節 資源化計画			
2-1	◆行政による資源化の推進◆ 環境負荷を考慮したうえで、分別・収集・処理システムを構築し、組合と協力し資源化を推進します。	(1) 資源化の検証 (2) 新たな資源化システムの検討 1) 廃食用油資源化の検討 2) 剪定枝等の更なる資源化の検討 3) 廃棄物系バイオマス利活用の検討 4) その他資源化の検討	・使用済みの小型家電のリサイクルを引き続き推進します。特に、リチウムイオン電池の分別回収、リサイクルを推進します。 ・家庭で不用となったパソコンの回収・リサイクルを推進します。 ・さらなる資源化の推進を図るため、資源化が可能な品目について、先進事例を調査研究するとともに、各種資源物の回収拠点の拡充を検討します。 ・家庭用の使用済み天ぷら油などの廃食用油と剪定枝等の木くず類の資源化を推進します。 ・廃棄物系バイオマスの資源化について、龍ヶ崎地方塵芥処理組合、利根町、河内町とともに資源化の可能性を検討します。 ・プラスチック使用製品廃棄物の分別収集、再商品化について、先進事例等を参考に調査研究を行います。
2-2	◆家庭における資源化の推進◆ 各家庭における資源化を促進するため、右記の取組を推進します。	(1) 分別の徹底	・ごみの出し方パンフレットを作成し、各家庭への配布を通じて、ごみの出し方・分別方法の周知啓発を行います。特に、外国人居住者に対しては、外国語に翻訳したパンフレットを配布するとともに、翻訳アプリの活用を促進します。 ・ごみの中に含まれている資源物の分別徹底を推進するため、市広報紙や市公式ホームページへの掲載、SNS等を活用し、情報の発信に努めます。 ・雑がみの分別を徹底し、リサイクルを促進するため、家庭で使われずに保管されている紙袋を集めて、雑がみ分別用の紙袋として再利用する取組を継続して実施します。 ・イベントでのパネル展示やチラシなどの配布を行い、市民のごみ減量やリサイクル推進に対する意識の醸成を図ります。
		(2) 資源回収事業への支援	・ごみの減量や資源化を促進するため、子ども会などの集団回収や住民自治組織によるリサイクル事業に対して助成金を交付し、活動を支援します。
		(3) 生ごみ堆肥化等の推進	・生ごみの減量化・資源化を促進するため、キエーロやコンポストなどの生ごみ処理容器等の周知・啓発に努めます。
2-3	◆事業者による資源化の促進◆ 資源化が十分ではない事業系ごみの資源化を促進するため、右記の施策を実施します。	(1) 事業系ごみの排出指導の強化	・市公式ホームページなどを通じて、事業系ごみの適正処理、資源化に関する周知・啓発を行います。 ・事業系ごみの分別を徹底し、適正な排出を図るため、龍ヶ崎地方塵芥処理組合と連携し、一般廃棄物収集運搬許可業者に対して抜き打ち調査を実施します。
2-3		(2) 事業系ごみのリサイクル体制の整備・支援	・市内の店舗や事業者から生じる食品廃棄物（生ごみ）や木くず類、草などについて、各種リサイクル法などに基づき、資源化の促進を図ります。
第3節 収集運搬計画			
3-1	◆効率的で環境に配慮した収集運搬体制の確立◆ 安定した収集運搬業務に配慮しながら、収集運搬体制の効率化を	(1) 収集運搬業務の効率化	・直営業務のおはようSUN訪問収集をはじめ、粗大ごみ・廃家電の収集運搬、白トレーの回収運搬業務について、効率的かつ効果的な収集体制を検討します。
		(2) 収集車両による環境負荷の低減化	・ごみ・資源物の収集運搬に際しては、安全運転を心がけるとともに、エコドライブを実践します。

施策 番号	ごみ処理基本計画の位置づけ		令和7年度の取り組み
	施 策	施策の内容・方向	
3-2	◆排出モラルの向上◆ 排出モラルの向上を図るため、違反ごみ出しに対する分別指導の強化を図ります。	-	・ごみの出し方パンフレットを作成し、各家庭への配布を通じて、ごみの出し方・分別方法の周知啓発を行います。特に、外国人居住者に対しては、外国語に翻訳したパンフレットを配布するとともに、翻訳アプリの活用を促進します。 ・巡回パトロールなどにより、ごみ集積所の不適正排出に対する分別指導を行います。 ・住民自治組織の代表者やごみ減らし隊と連携し、地域住民の分別排出に対するモラルの向上を図ります。
3-3	◆高齢化社会への対応 高齢化社会が進むにつれて、ごみ集積所や資源物回収ステーションへのごみ出しに困難が生じることが予想されます。現在実施している高齢者や障がい者等に対するごみ・資源物の訪問収集事業（おはようSUN訪問収集）を継続します。	-	・家庭のごみを集積所まで持ち出すことが困難な高齢者や障がい者等に対し、戸別に訪問してごみを収集する事業を継続して実施します。 ・高齢者を取り巻く社会変動や利用者の状況等を踏まえ、おはようSUN訪問収集制度における対象者の拡大や収集体制について、調査研究を行います。
第4節 中間処理計画			
4-1	◆適正な中間処理の実施◆ 「くりーんプラザ・龍」における安定処理を維持するため、利根町、河内町と調整を図りながら、組合の計画的な運営管理を進めます。	(1) 焼却施設	・継続的かつ安定したごみ処理を維持するため、設備の定期補修や点検整備等を計画的に行います。また、施設の長期利用に配慮した運営管理を行います。
		(2) リサイクル施設	
4-2	◆維持管理の効率化の検討◆ ごみの処理等に関して市民から多様な要望を受ける一方、これまで以上に経費節減が必要となっています。施設維持管理費の削減や施設運営の効率化について、最適な方法を検討します。	-	・構成市町による連絡会議などを通じて、施設の維持管理費の削減や施設運営の効率化について協議します。
4-3	◆環境配慮と情報公開◆ 環境基準の遵守やダイオキシン類対策等、環境対策には万全の配慮を期していますが、今後も継続してモニタリングを実施して安全性を確認します。環境情報については、情報公開を行います。	-	・公害防止対策を図るため、ごみ処理施設における排ガス中の有害物質を測定し、モニタリングを実施します。また、市民に対して、ごみ処理の状況や排ガス中の有害物質の測定結果を市広報紙などでお知らせします。
4-4	◆新たなごみ処理技術の情報収集◆ 現在、ごみの処理・処分に対して、リサイクルや環境に負荷をかけない適正な処理を重視した新たな技術開発が進められています。それらの新たなごみ処理に関わる技術開発について、情報の収集を行います。	-	・構成市町による連絡会議などを通じて、効果的かつ効率的な施設の運営が図られるよう継続して協議します。
4-5	◆新たな中間処理体制及び施設の検討◆ 新たなごみ処理に関する技術開発について、情報の収集調査・研究を進め、令和13年度以降の新たなごみ処理体制について、組合、利根町、河内町との調整を図りながら、廃棄物系バイオマスの利活用についても検討を行い、適正かつ安全で環境への負荷を低減した中間処理施設の計画・整備を進めます。	-	・新たなごみ処理技術について、先進事例の情報収集に努めます。 ・廃棄物系バイオマスの資源化について、龍ヶ崎地方塵芥処理組合、利根町、河内町とともに資源化の可能性を検討します。

施策 番号	ごみ処理基本計画の位置づけ		令和7年度の取り組み
	施 策	施策の内容・方向	
第5節 最終処分計画			
5-1	◆最終処分量の削減◆ ごみの排出抑制やリサイクルの推進、中間処理段階における減量化・減容化によって、最終処分量の減量を図り、最終処分場の延命化に努めます。	-	・ごみの排出抑制・減量化、資源化の推進により、最終処分量の減量を図り、最終処分場の延命化に努めます。 ・一時保管している指定廃棄物について、定期的に保管庫周辺の空間放射線量を測定し、監視を行います。
5-2	◆最終処分場の適正管理◆ 埋立に際しては周辺環境に十分配慮し、施設の適正な維持管理を行います。また、最終処分場については、今後も引き続き適正に管理します。さらに、安全性、経済性、周辺環境との調和や周辺住民の要望等を総合的に勘案し、跡地利用方法を検討します。	-	
5-3	◆環境配慮と適切な情報公開◆ 安全性を確認するため、今後も継続して地下水等のモニタリングを実施し、測定結果については、適切に情報公開を行います。	-	・施設周辺に居住する住民をはじめ、市民に対して測定した地下水のモニタリング結果を市広報紙などでお知らせします。
5-4	◆新たな最終処分方法の検討◆ 令和13年度以降の新たなごみ処理体制での最終処分方法について、組合、利根町、河内町との整合を図りながら、適正かつ安全に処分できる方法を検討します。	-	・最終処分場の残余容量やごみ処理施設の使用目標年度を踏まえた新たなごみ処理体制における最終処分の方法について、龍ヶ崎地方塵芥処理組合、利根町、河内町と継続して協議を進めます。
第6節 関連施策			
6-1	◆不法投棄対策の推進◆ 市による不法投棄防止巡回パトロールの実施、不法投棄監視員制度による監視、通報活動を引き続き継続するとともに、市民・事業者・警察・市・近隣自治体・県等と連携した監視、緊密な情報交換によって、不法投棄の未然防止に取り組みます。また、「わがまちクリーン大作戦」などのボランティア清掃を通じ、ごみの適正排出及び不法投棄撲滅への意識の醸成に努めます。	-	・茨城県や警察、関係機関等と連携し、不法投棄の未然防止・早期発見のためのパトロールや不法投棄に対する注意喚起、啓発活動を実施します。 ・日常生活の中で不法投棄パトロールなどを行う不法投棄監視員の協力のもと、不法投棄の未然防止及び早期発見、早期是正に向けた取り組みにより、不法投棄されにくい環境づくりに努めます。 ・不法投棄の防止を図るため、3月と11月を「不法投棄撲滅強化月間」と定め、市内一斉清掃「わがまちクリーン大作戦」を実施します。
6-2	◆危機管理体制の強化◆ 災害時など、組合内でのごみ処理が一時的に停止せざるを得ない場合や、緊急的にごみ量が急増した場合に備えて、近隣自治体と協定を結んでいます。今後も緊急時に適切に対応できるよう危機管理体制を強化します。周辺住民の要望等を総合的に勘案し、跡地利用方法を検討します。	-	・ごみ処理施設の緊急停止においては、龍ヶ崎地方塵芥処理組合と連携し、適切な事務対応を行います。
6-3	◆適正処理困難物の対応◆ 組合では処理できない危険物や感染性廃棄物、有害廃棄物等について、事業者による引き取りシステムの構築に向け、業界団体、国・県等へ働きかけを行います。	-	・ごみ処理施設では処理ができない危険物などの処理困難物の処理方法について、市公式ホームページなどを通じて、周知・啓発を行います。
6-4	◆市民組織の活用◆ 市民意識の向上および経費削減に向けて、行政と市民協働による施策の展開を検討します。具体的には、市民ボランティアを組織化し、出前授業やイベントの開催等を検討します。	-	・本市職員や市民環境会議の会員による環境に関する出前講座を継続して実施します。
6-5	◆災害廃棄物処理計画の見直し◆ 発災時に備えるとともに、令和2年（2020年）4月に策定した「龍ヶ崎市災害廃棄物処理計画」を適宜点検し、必要に応じて見直しを行うことで、発災時の実効性向上を図っていきます。	-	・本市災害廃棄物処理計画について、「災害廃棄物処理計画策定・点検ガイドライン（環境省）」に基づき、内容を整理し、見直しを行います。

6. 処理計画

(1) ごみ処理施設

施設名	くりーんプラザ・龍（龍ヶ崎地方塵芥処理組合）	
所在地	龍ヶ崎市板橋町436番地2	
形式	全連続燃焼式（24時間運転）850～950度	
処理能力	180 t／日（90 t／日×2炉）	
発電施設	最大1,500kW	
煙突	地上高59m	
搬入される 廃棄物の量	燃やすごみ	21,463 t／年（龍ヶ崎市分）
	燃やさないごみ	458 t／年（龍ヶ崎市分）
	粗大ごみ	55 t／年（龍ヶ崎市分）
処理方式	焼却処理及びリサイクル資源化	
残 渣・資源化量	焼却残渣	2,161 t／年（龍ヶ崎市分）
	不燃・粗大残渣	154 t／年（龍ヶ崎市分）
	資源化量	2,603 t／年（龍ヶ崎市分）

(2) リサイクルプラザ

施設名	くりーんプラザ・龍（龍ヶ崎地方塵芥処理組合）	
所在地	龍ヶ崎市板橋町436番地2	
公称能力	60 t／5 h	

(3) 灰溶融施設

処理能力	24 t／日（12 t／日×2炉）
------	-------------------

(4) 木くず類・草（資源化するもの）

施設名	（株）イーベック牛久	（株）ドリーム
所在地	牛久市正直町1375番地	龍ヶ崎市羽原町1755
搬入量	1,090 t／年	200 t／年

施設名	（株）美浦クリーン	丸太建設（株）
所在地	稲敷郡美浦村布佐1732	稲敷郡美浦村木原1884-8
搬入量	450 t／年	

(5) 廃食用油

施設名	うしくグリーンファーム（株）	
所在地	牛久市久野町1496-1	
搬入量	8 t／年	

(6) ペットボトルキャップ

施設名	（株）竜ヶ崎資源センター	
所在地	龍ヶ崎市貝原塚町3441番地	
搬入量	3 t／年	

(7) 生ごみ（資源化するもの）

施設名	日立セメント（株）神立リサイクルセンター	
所在地	土浦市東中貫6-8	
搬入量	15 t／年	

(8) ペットボトル（資源化するもの）

施設名	（株）協和	
所在地	龍ヶ崎市貝原塚町4053-2	
搬入量	252 t／年	

7. 一般廃棄物最終処分場

施設名	くりーんプラザ・龍（龍ヶ崎地方塵芥処理組合）	
所在地	龍ヶ崎市板橋町436番地2	
埋立面積	19,800 m ²	
埋立容量	118,400 m ³	
浸出水調整槽	3,870 m ³	